「新・ご安心パスポート修理保証サービス」契約約款

ソニーマーケティング株式会社（以下「当社」といいます）は、本約款に基づき、「新・ご安心パスポート修理保証サービス」にご加入いただいた個人のお客様に対して、第4条に定めるサービス（以下「本サービス」といいます）を提供いたします。

第1条（対象となるお客様）

本サービスは、本サービスの取扱加盟店（以下「加盟店」といいます）で新規に本サービスの対象となる製品をご購入されるとともに、本サービスにご加入いただいたお客様に対し、当社が提供する専用サービスです。

第2条（本サービス対象機器）

1. 本サービスの対象となる機器（以下「対象機器」といいます）は、ソニー株式会社製の機器本体とします。
2. 次のものは対象機器の範囲に含まれませんのでご注意ください。

(1)パーソナルコンピュータ機器 (2)加盟店以外の第三者からご購入された機器 (3)ご購入金額が3万円（税込）未満の機器 (4)業務用・営業用の使用を目的としてご購入された機器 (5)対象機器本体に付属するすべての消耗品（ケーブル、乾電池、記憶媒体等） (6)対象機器本体に記録されたデータおよびソフトウエア (7)メーカー保証のためソニー株式会社が交付する、保証期間1年以上の保証書（以下「メーカー保証書」といいます） がない機器

第3条（本サービスの提供期間）

本サービスの提供期間（以下「本サービス提供期間」といいます）は、次のとおりとします。

開始日： メーカー保証書に定める保証期間が終了する日の翌日
終了日： 本保証書「保証対象内容」の「保証終了日」欄記載の日

第4条（本サービスの内容）

1. 当社は、本サービス提供期間中に、日本国内において、お客様またはお客様と同居の親族の方が、対象機器を取扱説明書、本体貼付ラベル等に記載の注意書等に従って使用されているときに対象機器の瑕疵に起因する故障が生じた場合、原則として次項に定める無料修理サービスを提供し、修理が不可能、または修理費用が本保証書記載の「保証金額」を超えると当社が判断したときは、無料修理サービスに代えて、第3項に定める代替機提供サービスまたは一部有償修理サービスを提供いたします。
2. 当社は、次の費用（いずれも税込）をお客様に請求することなく、メーカー保証書に規定する範囲内の無料修理を実施するサービス（以下「無料修理サービス」といいます）を提供いたします。なお、いかなる場合にも無料修理サービスに代えて現金をお客様に給付することはいたしません。

(1)メーカー保証書に「持込修理」と記載されている対象機器の場合・・・修理技術料および交換部品代金
(2)メーカー保証書に「引取修理」と記載されている対象機器の場合・・・修理技術料、交換部品代金および当社指定業者による所定地域内の輸送料
(3)メーカー保証書に「出張修理」と記載されている対象機器の場合・・・修理技術料、交換部品代金および技術者の出張料金

3. 当社は、対象機器の故障内容を診断した結果、修理が不可能な場合、または修理が可能であっても発生する修理費用が本保証書記載の「保証金額」を超える修理になる場合には、お客様に次のサービスを提供します。なお、いかなる場合にも次のサービスに代えて現金をお客様に給付することはいたしません。また、お客様が次のサービスの提供を希望されない場合には、対象機器を現状のままお客様に返却します。

(1)修理が不可能な場合・・・当社が選定する代替機を提供するサービス（以下「代替機提供サービス」といいます）
(2)修理が可能であっても、保証金額を超える修理になる場合（お客様の選択により、次のいずれかのサービスを提供します）

・代替機提供サービス
・修理費用のうち、保証金額を超過した金額のみをお客様にお支払いいただく修理サービス（以下「一部有償修理サービス」といいます）

第5条（本サービス提供のご請求方法）

1. 本サービスの提供をご請求される場合には、対象機器を購入された加盟店に直接ご連絡ください。なお、加盟店の廃業もしくは移転またはお客様の転居などにより加盟店に直接ご連絡できないときには、当社の「ご安心パスポートセンター」にご連絡ください。最寄りの当社指定の修理受付窓口（以下「当社修理受付窓口」といいます）をご紹介いたします。
2. 本サービスにもとづく無料修理をご請求されるにあたっては、次に定めるすべての書類をご提出いただきます。

(1) メーカー保証書・・・対象機器に同梱のメーカー保証に関する保証書で、購入時に加盟店が必要事項を記入し、お客様にお渡ししたものです。
(2) 新・ご安心パスポート延長保証書・・・お客様がご購入されたソニー株式会社製機器本体が対象機器であることを証するために、当社が加盟店を通じてお客様に交付した本保証書を指します。

第6条（本サービスが受けられない場合）

メーカー保証書に定める無料修理の対象外となる場合に加え、次のいずれかに該当する場合は本サービスの対象外とし、修理等によって発生する費用は別途お客様に全額ご負担いただきます。

(1)本サービス提供期間終了後の、本サービス提供のご請求 (2)加盟店または当社修理受付窓口に依頼されることなく、他社で修理された場合 (3)日本国外で生じた故障 (4)対象機器を第三者に譲渡した場合 (5)対象機器をお客様と同居する親族以外の第三者への貸与中に生じた故障 (6)対象機器の現物確認ができない場合 (7)第5条第2項に定めるすべての書類のご提出がない場合 (8)対象機器のお買上げの店名、ご購入日（年月日）、機種名、製造番号、その他、第5条第2項に定めるそれぞれの書類に必要な事項が記載されていない場合 (9)第5条第2項に定める書類の記載事項の字句が書き換えられた場合 (10)液晶画面の画素欠けや画素の常時点灯 (11)故意、重過失に起因する故障 (12)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害 (13)地震、噴火、またはこれらによる津波に起因する損害 (14)核燃料物質（使用済燃料を含みます）もしくはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による損害 (15)前号以外の放射線照射、または放射能汚染による損害 (16)対象機器の自然の消耗、磨滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色等、および機能に影響のない外観上のキズ、症状が再現できない不良等 (17)身体障害（障害に起因する死亡を含みます）、または対象機器以外の機器、財物の滅失、破損もしくは汚損 (18)対象機器およびそれに接続された他の機器等の不当な取扱い（取扱説明書の記載事項に反する不適切な取扱いを含む）、または改変もしくは改造 (19)代替機提供サービスにより提供された代替機に生じた損害 (20)修理が完了した対象機器をお客様にお引渡しした場所からお客様のご自宅または保管場所までの輸送中に生じた損害 (21)離島または離島に準ずる遠隔地における対象機器の引取り、配送を行う場合に要する実費 (22)離島または離島に準ずる遠隔地における出張修理に要する実費 (23)メーカー保証書に「持込修理」と記載されている対象機器につき、お客様のご要望により引取修理を行う場合の輸送料、またはお客様のご要望により出張修理を行う場合の出張料金（当社の判断により引取修理、出張修理に応じられない場合もございます） (24)メーカー保証書に「引取修理」と記載されている対象機器につき、お客様のご要望により出張修理を行う場合の出張料金（当社の判断により出張修理に応じられない場合もございます） (25)第7条第3項の場合に発生する費用

第7条（本サービス提供のご請求にあたってのご注意）

1. 本サービスにもとづき交換された旧部品および代替機提供サービスにより代替機と交換された対象機器はお返しできません。
2. 本サービスの対象にならない付加物およびデータ、記録媒体等は、事前に対象機器からお取り外しください。これらが対象機器に付加された状態で引渡された場合は、お客様がこれらに対する権利を放棄したものとさせていただきます。
3. 対象機器のお持込みもしくはお引取り後または出張修理担当者訪問後に本サービスの対象とならないことが判明した場合は、お客様にその旨をお伝えしたうえで有料にて修理させていただきます。また、修理をとりやめられる場合の対象機器の見積技術料、輸送料および出張料金はお客様のご負担となります。
4. 第5条第2項に定める書類は、本サービス提供期間中、大切に保管願います。万一、紛失された場合であっても原則として再発行いたしません。
5. 本サービスを請求できる権利および受けられる権利を、第三者に譲渡、質入れまたは担保提供等の行為を行うことはできません。

第8条（貸出機器類に対するご注意）

無料修理の履行のために対象機器をお預かりしている期間中、貸出機器類の提供などは一切いたしません。

第9条（使用不能損害に対するご注意）

本サービスは、無料修理サービス、代替機提供サービスまたは一部有償修理サービスをお客様に提供するものです。従って対象機器の使用不能に起因する損害に対する補償または損害賠償などの給付は一切いたしません。

第10条（本サービス提供の早期終了）

本サービス提供期間中といえども、次のいずれかに該当する場合、本サービスは自動的に終了します。

(1)対象機器が本サービスの給付対象とならない事由により滅失した場合 (2)対象機器が第三者に譲渡された場合 (3)代替機提供サービスもしくは一部有償修理サービスの提供を受けられた場合、またはお客様がこれらのサービスの提供を希望されず、当社が対象機器を現状のままお客様に返却した場合

第11条（一部有償修理サービス提供後の無料修理）

お客様が一部有償修理サービスの提供を受けた対象機器を受領後、当該対象機器と共にお客様にお渡しする修理明細書に記載する期間内に、当該対象機器の一部有償修理サービスによる修理箇所に同一の故障が生じた場合、当社は、前条第3号の規定に基づく本サービス終了にも拘わらず無料で再修理を行うものとします。

第12条（準拠）

本約款に定めのない事項については、日本国の法令に準拠します。

以上